

1年以内の貸付申請・契約手順



step1

公募内容、貸付条件等をチェック！

「道路事業予定地の一時貸付募集要項」を必ずご確認いただき、ご不明点はお問い合わせください。



step2

申請書を提出！

「公有財産貸付申請書」と以下の必要書類をご提出ください。

(1) 土地利用計画書(必要に応じて、事業計画書)

→土地の利用の仕方に関する図面等の資料

※土地の利用に伴う通路も含めて、貸付範囲として申請してください。

(2) 使用前の現地写真

→貸付終了時にを行う、原状回復の参考とするための写真

※申込期間は、毎月1~10日です。期間内に申し込みがない場合に限り、11日から先着順で受け付けます。



step3

申請内容の確認(本市)

以下のような場合には、本市から申請者へご連絡します。

●申請書、添付書類に不備がある場合

●申請内容に不明点がある場合

●土地の分割を伴う場合や、1物件に複数の貸付申請があった場合等で、申請者と調整が必要な場合



step4

借受人の決定(本市)

借受人として決定された申請者に、以下の書類をお送りします。送付までには、3~4週間を要する場合があります。

(1) 貸付決定通知書

(2) 契約保証金の納付書(必要に応じて)、貸付料の納入通知書

(3) 契約書2部



step5

契約書を確認・作成し、保証金※・貸付料を納付！

※必要な方のみ

本市から書類が届いたら、以下の手続きを行ってください。

- (1) 契約書の内容を確認
- (2) 「借受人(乙)」欄に押印する（個人の場合は認印で構いません）
※日付は本市での押印時の日付となりますので、記入不要です。
- (3) 契約書の表面に収入印紙(200円)を貼り付け、割印する
(契約書は2部ありますが、1部のみに貼り付け、割印してください)
(収入印紙は、法務局、郵便局、コンビニエンスストア等で購入できます。)
- (4) 契約書各ページの中間部に割印する
- (5) 契約保証金※必要な方のみ、貸付料を支払う
- (6) 契約書2部(押印済み)と、
契約保証金※必要な方のみ及び貸付料の領収書写しを本市に送付
する（領収書写しは、写真やPDFをメールで送付いただいても構いません。）

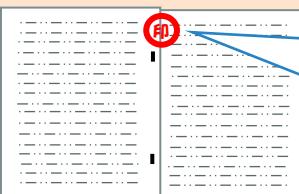
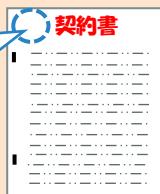
【注意】

契約保証金は契約締結前まで、
貸付料は貸付開始日の前日までにお支払いが必要です。
(契約開始時までにお支払いいただけない場合は、保証人を立てた契約が必要です。)
上記手順のように、同時にお支払いただくと、手続きがスムーズです。

【(3)の見本】

この辺りに、200円の
収入印紙を貼り、割印する

※契約書2部の
うち1部のみ



【(4)の見本】

契約書の見開き部分
に割印する(全ページ)

※契約書2部とも

step6

契約の締結(本市)



契約保証金※必要な方のみ及び貸付料の納付を確認後、契約書に
「横浜市道路局長印」を押印し、申請者へお送りします。

step7

貸付開始！



貸付期間の初日から、土地の使用が可能です。

【注意】

- 土地の一部のみを使用する契約や、土地に工作物等を設置する契約では、
使用範囲等について、事前に本市職員の確認が必要な場合があります。
その場合は、契約手続きの中で調整させていただきます。
- 契約が終了する際には、原状回復が必要です。契約期間内に、借受人自身で、土地を借りる前の状態に戻して、本市に返還していただきます。

公募スケジュール(参考)

R7.4.1から公募した場合のおおむねのスケジュールです。
休日、祝日等の関係で、毎月のスケジュールは変動しますのでご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
		4/1 公募開始	2	3	4	5
6	7	8	9	10 申込期間終了	(本市) 申込内容の確認 借受人の選定期間	11 Step3,4
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	5/1	2	3
4	5	6	7	8	(本市) 貸付決定通知書等 の送付（目安）	9 10 Step5,6
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27 契約保証金、 貸付料納付 契約書返送 (目安)	28	29	(本市) 契約締結（目安）	30 31
6/1 貸付開始 Step7	2	3	4	5	6	7